

能登で見たプロの気迫



予選3回戦。加藤未唯(右)と澤柳璃子(中)の対戦は、3時間を超える熱闘に〈9/2 シングルス予選〉



ダブルスで優勝した二宮真琴(左)と穂積絵莉。二宮選手は次の国際大会が控えていたため、表彰式には参加できなかった。〈9/7 ダブルス決勝〉



多くの観客が見守る中、熱い戦いを見せたドロテヤ・エリッチ(上)と穂積絵莉 〈9/8 シングルス決勝〉



JPTA 能登国際女子オープンテニス 2013 ITF WOMEN'S CIRCUIT in NOTO

テニスを身近に



◀ スポンジを使ったテニス体験。JPTAの佐藤理事長が町に出かけ、テニスの楽しさを伝えた。〈9/4 ショッピングタウンアルプ〉



▲ 9月4日には、鵜川小学校の4～6年生の児童が観戦。プロの迫力を楽しんだ。



▲ 会場には的入れゲームも。気軽にラケットに触れることができる。

■大会結果

〈シングルス〉

優勝 ドロテヤ・エリッチ(セルビア)
準優勝 穂積 絵莉 (P.I.T.A)

〈ダブルス〉

優勝 二宮 真琴(フリー)、穂積 絵莉(P.I.T.A)
準優勝 森 友香(島津製作所)、伊藤 和沙(同)



優勝を決め、ガッツポーズを見せる



笑顔で賞金目録を受け取るエリッチ 〈9/8 シングルス表彰式〉

7日に行われたダブルス決勝も雨のため室内で実施。昨年シングルスで日本人初の優勝を決めた伊藤和沙は森友香とペアを組み、二宮真琴・穂積絵莉組との試合に臨んだ。追い詰められるたびにゲームを確実に取った穂積・二宮組がストレートで勝利し、ダブルス王者に輝いた。

8日はシングルの決勝。前日のダブルスで優勝した穂積絵莉が初出場のドロテヤ・エリッチ(セルビア)と対戦した。天候も安定し、予定通り屋外のコートで試合が行われた。左利きのエリッチに対し、連日の試合のためか本調子でない穂積選手。エリッチは自分のペースで試合を展開し、優勝を決めた。ガッツポーズを見せるエリッチに観客からは大きな拍手が贈られた。

能登国際女子オープンテニス(公益社団法人日本プロテニス協会主催・能登町特別後援)は9月1日から8日までの8日間の日程で、藤波運動公園を会場に開かれた。今年で7回目を数えるこの大会。今年は台風が日本列島に接近したことが影響し、8日間のうち4日が「wave」との室内コートで開催されるなど、選手・主催者ともに緊張が続く大会となった。そんな状況でも選手たちは例年通り、世界レベルの迫力ある戦いを見せ、観客を魅了した。

【財政用語解説】

自主財源：町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、諸収入など自主的に収入しうる財源

依存財源：地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、地方債など、国の意志により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入

町税：町民税、固定資産税など、皆さんが納めた税金

繰入金：町の基金からの繰入金

諸収入：町税の延滞金など他の収入科目に含まれない収入。

地方交付税：地域間の税源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするために、国が地方公共団体の一般財源として配分する税

国庫支出金・県支出金：各種事業に対する国・県からの補助金など

町債：資金調達のための長期借入金

人件費：議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金など

扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、生活を維持するために支出される経費や各種扶助の経費

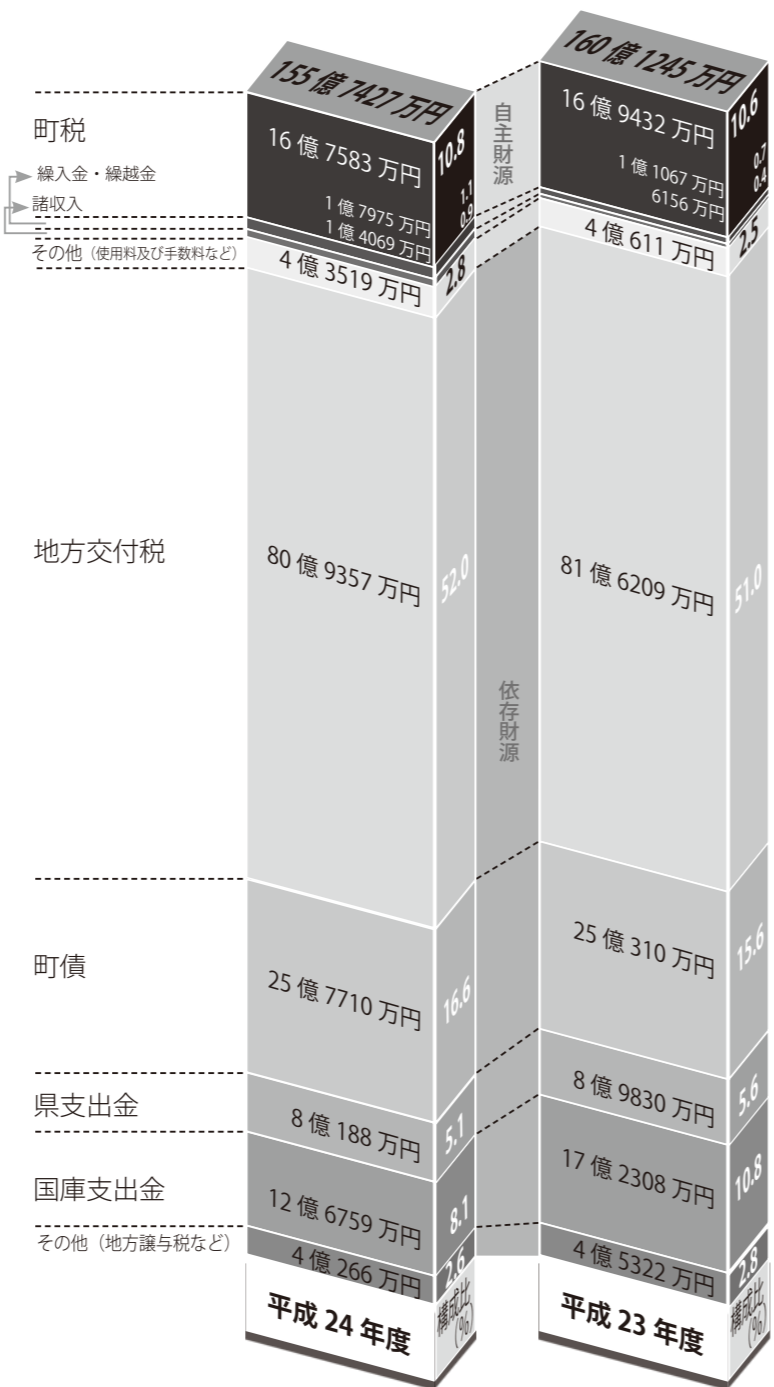
公債費：町債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額

普通建設事業費：道路、学校等公共用または公用施設の建設事業に要する経費

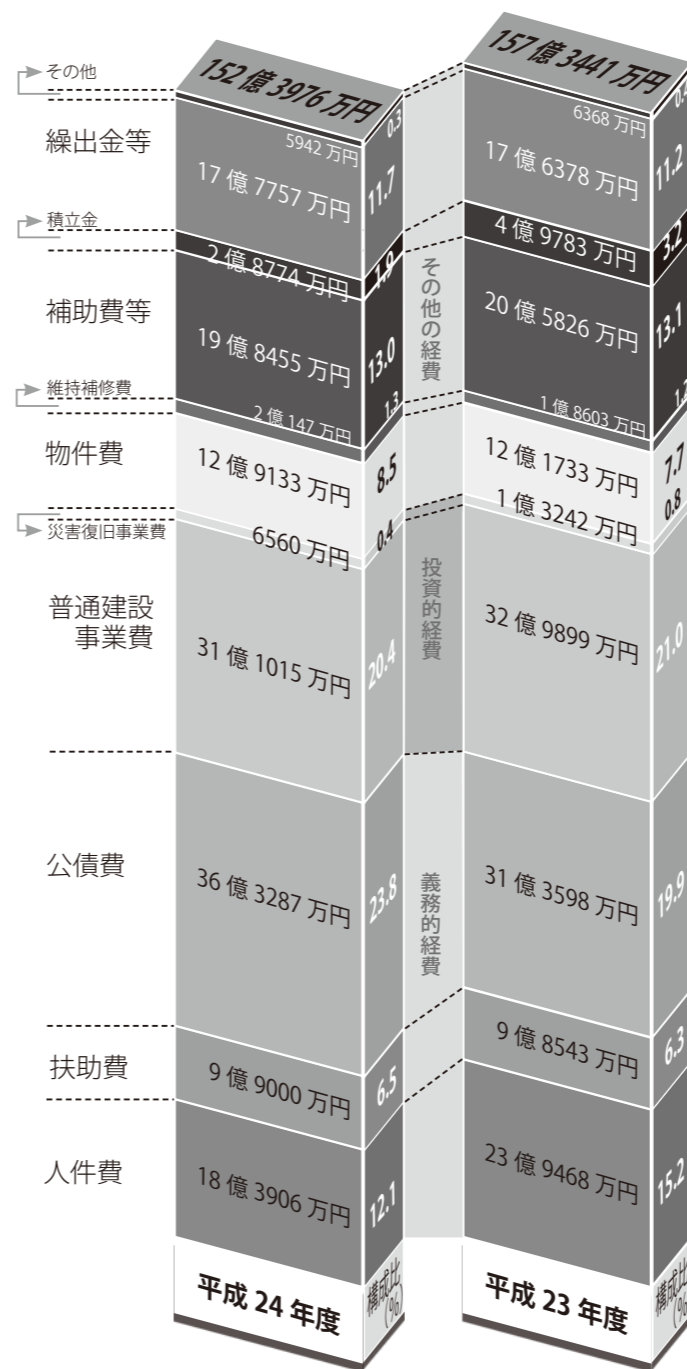
物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称。臨時職員の賃金、需用費（消耗品等）、役務費（郵便料、火災保険等の保険料等）、備品購入費など

補助費：各種団体への補助金や、奥能登クリーン組合や宇出津総合病院への負担金など

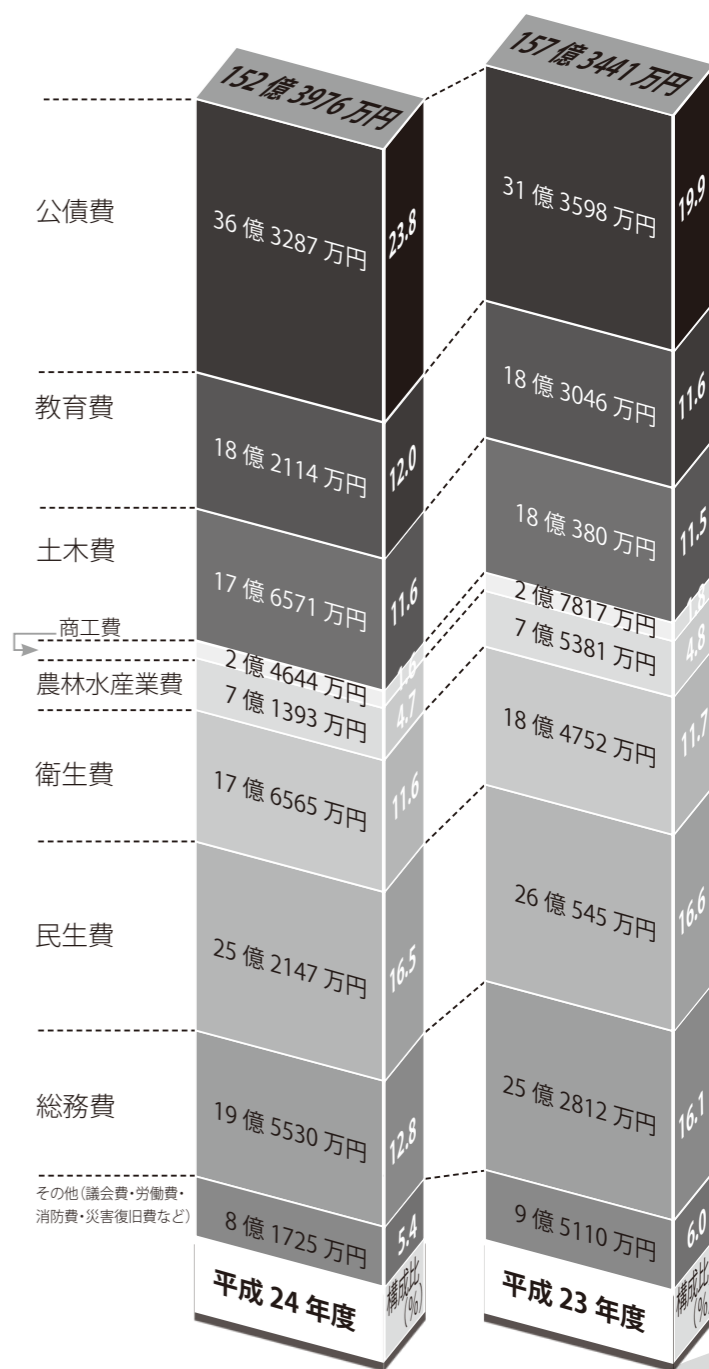
繰出金等：一般会計と特別会計または、特別会計相互間で支出される経費



■歳入決算額の構成



■歳出性質別決算額の構成



■歳出目的別決算額の構成

町の補正予算第1号により追加した地域の元氣臨時交付金事業については、全額（12億2500万円）が25年度への繰越事業となりました。

一般会計「歳出」の特徴

（人件費5億5562万円減）

歳出では、人件費、補助費、普通建設事業費、積立金などが減少し、公債費、物件費、維持補修費などが増加しました。

人件費は、職員数の減のほか、退職手当組合特別給付負担金の減などによって5億5562万円の減となりました。公債費については、将来における公債費負担を軽減するために積極的な繰上償還を実施したことで4億9689万円の増となり、補助費は奥能登クリーン組合負担金の減や能登有料道路無料化などで、7371万円の減となりました。

普通建設事業は、能都中学校改築事業の最終年度による事業費減、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の減などで2億5566万円の減となりました。

そのほか、小中学校に配置する特別支援員の増などによる物件費の増、近年の大雪に対応する除雪経費の増などによる維持補修費の増や積立金2億1009万円の減少などで、歳出全体としては4億9465万円の減となりました。

国の補正予算第1号により追加した地域の元氣臨時交付金事業については、全額（12億2500万円）が25年度への繰越事業となりました。

平成24年度決算について、行政活動のためのお金がどこから来て何に使われたか、そのあらましを公表します。

一般会計は

2億3374万円の黒字

一般会計の歳入総額は155億7427万円、歳出総額は152億3976万円となり、歳入歳出の差引額は3億3451万円の黒字で、翌年度へ繰越すべき財源1億77万円を除いた実質収支は2億3374万円の黒字となりました。

一般会計「歳入」の特徴

（国庫支出金4億5549万円減）

歳入では、町税が個人住民税の年少扶養控除の廃止など増要因があったものの、平成24年評価替えによる固定資産税の減などで前年度より1849万円減少し、歳入の52%を占める地方交付税も22年国勢調査人口の確定などにより減少しました。

国庫支出金は、普通建設事業の補助事業の減、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の減

平成24年度
決算報告



■特別会計決算の状況

区 分	歳 入	歳 出	差 引
有線放送事業	2億6792万円	2億6767万円	25万円
国民健康保険（保険事業勘定）	27億1419万円	26億8486万円	2933万円
国民健康保険（直営診療施設勘定）	623万円	623万円	－万円
後期高齢者医療	3億 549万円	3億 502万円	47万円
介護保険（保険事業勘定）	25億4717万円	25億 396万円	4321万円
介護保険（サービス事業勘定）	2118万円	2118万円	－万円

■企業会計決算の状況

区 分	収 入	支 出	収 支	資金不足比率※ 1	経営健全化基準※ 2	
観光施設	4573万円	4573万円	－万円	－%	20.0%	
公共下水道事業	7億3136万円	7億3136万円	－万円	－%	20.0%	
農業集落排水事業	4億5905万円	4億5889万円	16万円	－%	20.0%	
漁業集落排水事業	3918万円	3918万円	－万円	－%	20.0%	
浄化槽整備推進事業	5022万円	4232万円	790万円	－%	20.0%	
簡易水道事業	4億 311万円	4億 311万円	－万円	－%	20.0%	
水道事業	収益的収支	4億6790万円	3億8454万円	8336万円	－%	20.0%
	資本的収支	1億4716万円	2億8055万円	△1億3339万円		
病院事業	収益的収支	23億3832万円	23億8273万円	△4441万円	－%	20.0%
	資本的収支	10億9876万円	12億1826万円	△1億1950万円		

※ 1 「－%」は、資金不足比率がない ※ 2 基準を超えた場合、個別外部監査契約に基づく監査が義務付けられる

■財政指標から見る能登町の財政状況

区 分	経常収支比率 【財政の弾力性】 70%～80%→妥当 80%以上→要注意	実質赤字比率 【一般会計等の赤字割合】 13.39%～20% →早期健全化基準 20%以上→財政再生基準※ 2	連結実質赤字比率 【全会計の赤字割合】 18.39%～30% →早期健全化基準 30%以上→財政再生基準※ 2	実質公債費比率 【借金の実質負担割合】 18～25%→警戒・適正化計画策定 25～35%→早期健全化基準 35%以上→財政再生基準	将来負担比率 【一般会計等の将来負担割合】 350%以上→早期健全化基準
平成 24 年度	87.8% (未発表)	－% (未発表)	－% (未発表)	15.7% (未発表)	109.4% (未発表)
平成 23 年度	89.5% (89.5%)	－% (－%)	－% (－%)	17.0% (15.0%)	117.9% (106.0%)
平成 22 年度	87.4% (89.2%)	－% (－%)	－% (－%)	17.9% (15.8%)	124.9% (117.4%)
平成 21 年度	94.1% (92.3%)	－% (－%)	－% (－%)	18.9% (16.5%)	160.5% (135.9%)
平成 20 年度	95.4% (92.9%)	－% (－%)	－% (－%)	19.2% (16.9%)	175.4% (155.8%)
平成 19 年度	99.7% (94.2%)	－% (－%)	－% (－%)	21.1% (14.3%)	208.9% (163.4%)
平成 18 年度	99.7% (95.2%)			23.2% (18.3%)	
平成 17 年度	104.7% (93.4%)			22.5% (17.0%) [23.9%] ※ 5	

※ 1 () 内は県内平均値。－%は赤字比率がない ※ 2 実質赤字比率および連結実質赤字比率の早期健全化基準（13.39%、18.39%）は能登町の平成 24 年度標準財政規模から算出されます ※ 3 早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画の策定が義務付けられます（黄信号） ※ 4 財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定が義務づけられます（赤信号） ※ 5 平成 17 年度の実質公債費比率は、制度改正があったため上段が改正前比率、下段 [] 内が改正後比率

財政状況の特徴

人件費や公債費・物件費など経常的な支出に充てられた、町税や普通交付税などの経常的な一般財源の割合を示す経常収支比率は、87.8%となり、1.7ポイント改善しました。その主な要因は、歳入面で町税や地方交付税が減りましたが、歳出面で定員適正化計画に基づく職員数の削減努力による人件費の抑制、公債費において繰上償還を実施してきたことによる定期償還額の減などにより、歳入の減少以上に歳出が減となったことが影響しています。

町全体の借金（公債費）の実質負担割合を示す実質公債費比率は15.7%と1.3ポイント改善し、町の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の負担割合を示す将来負担比率も、109.4%と8.5ポイント改善しましたが、依然として100%を上回っており高い比率になっています。平成 24 年度決算に基づく財政指標は、いずれも早期健全化基準を下回り、町の財政状況は「健全段階」であると言えます。しかし、自主財源に乏しく、地方交付税などに依存する当町は、国の制度改正などに大きく影響を受ける状況です。26 年度には地方交付税の合併算定替（交付税を旧町村単位で計算）が終了し、27 年度から 5 年間で段階的に削減される（約 12 億円）ことから、今後も人件費の削減や事務事業の見直しなど行財政改革を推進するとともに、地域経済の発展とのバランスを考慮しながら、町債の発行抑制や公共施設の適正な管理運営を図っていく必要があります。



決算特別委員会を設置。一般会計は1億5128万円の追加補正。

能登町議会第3回定例会は、9月6日に招集されました。会期を13日までの8日間と定め、平成25年度一般会計補正予算や条例改正など議案13件、平成24年度決算の認定13件が上程されました。持木町長が議案の提案理由を述べたあと、4人が議案について質問しまし



た。議案は各常任委員会に、決算認定は設置された決算特別委員会に付託されました。

最終日の採決では、議案13件は原案のとおり可決され、継続審査となっていた陳情第1号「融雪装置の設置について」は不採択とされました。その後、議会議案2件が追加され原案のとおり可決されました。

■可決された議案・13件
（平成25年度補正予算・7件）
一般会計補正予算（第2号）▽歳入歳出それぞれ1億5127万8千円を追加し、総額を143億704万4千円とする。主な内容は、6月の豪雨による災害復旧など

有線放送特別会計補正予算（第1号）
国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
介護保険特別会計補正予算（第1号）
観光施設特別会計補正予算（第1号）
公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
病院事業会計補正予算（第1号）

能登町税条例の一部を改正する条例について
能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
能登町介護保険条例および能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について▽地方税法等の改正に伴い関係規定を改正する

能登町子ども医療給付に関する条例の一部を改正する条例について▽県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い規定を改正

奥能登広域圏事務組合規約の一部変更の協議について▽組合が処理すべき事務にのり山海道・別所岳サービスエリアの観光施設運営を追加する

■不採択とされた陳情
融雪装置の設置について（陳情第1号）
■可決された議会議案

事務検査に関する決議について▽地方自治法第98条第1項に規定されている事務検査に関する議会の権限を決算特別委員会に委任
道州制導入に断固反対する意見書の提出について

■決算特別委員会

- 酒元法子（委員長）
- 金七祐太郎（副委員長）
- 南 正晴
- 奥成壮三郎
- 鍛冶谷真一
- 鶴野幸一郎

消費生活トラブル対策コーナー

「多重債務」こんな事例が増えています！

- 事例 1. 返済能力を考えず、クレジットカードを使う。
事例 2. 目先の返済に追われて、また借金（すぐ貸してくれるため感覚がまひ。次々に利用する。）
事例 3. 連帯保証など保証債務がきっかけで・・・
事例 4. 景気の悪化で思いも寄らぬ失業で・・・（ローン返済や生活費の工面のため、借金を重ねる。）
借金を返すために、新しい借金を。この悪循環が多重債務大きな要因です。誰もがおちいる可能性があります。解決方法の主なものは・・・

- 任意整理（貸主と借主の話し合いで債務整理）
 - 特定調停（裁判所に申し立て、当事者間に調停委員が入り返済額・返済方法を決定）
 - 個人再生手続（返済計画を立て、当事者間で同意し、裁判所が債務免除を決定）
 - 自己破産（裁判所が調査し決定。生活に最低限必要なものを除き換金され、債権者に分配）
- 「借金を返すための借金」では解決しません！
一人で悩まず、必ず相談しましょう。
〈相談先〉ふるさと振興課 ☎ 62-8532
奥能登消費生活相談室 ☎ 0768-26-2307
県消費生活支援センター ☎ 076-267-6110
消費者ホットライン ☎ 0570-064-370(守ろうよ、みんなを)